



送付枚数：2枚

高額介護サービス費の算定誤りについて

令和4年11月18日

介護サービス1月当たりの自己負担額の合計額が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分を支給する「高額介護サービス費」について、2つのケースで算定誤りがあったことが判明しました。

この誤りにより、高額医療合算介護サービス費及び高額介護合算療養費（以下「高額医療合算介護サービス費等」という。）の算定にも影響があることが判明しました。

誤りのあった高額介護サービス費等については、今後、「5 支給、返還となる人数及び金額」に記載の金額について、支給返還の手続きを行います。

1 高額介護サービス費の算定誤りの概要

(1) 公費負担医療算定誤り（ケース1）

公費負担医療（難病患者に対する特定医療費の支給等）の対象となっている介護保険サービス（訪問看護等）の利用に係る高額介護サービス費の算定については、公費負担医療による支給額を控除し、なお利用者負担が残る場合は、その利用者負担を合算して高額介護サービス費を算定するべきところ、合算せずに計算していたものです。

(2) 負担限度額修正漏れ（ケース2）

高額介護サービス費は、1月の自己負担額から、所得に応じて設定する負担限度額を控除し、なお残る自己負担額分を高額介護サービス費として支給していますが、転入した方や修正申告のあった方の負担限度額を修正していなかったため、支給額が誤っていたものです。

2 高額介護サービス費の算定誤りの人数及び金額

(単位：人、円)

	人数	金額
未支給	173	16,453,332
過払い	18	1,735,136
計	191	18,188,468



3 算定誤りのあった期間

- (1) 公費負担医療算定誤り（ケース1）
平成27年4月から令和4年8月まで
- (2) 負担限度額修正漏れ（ケース2）
平成22年10月から令和4年9月まで

4 高額医療合算介護サービス費等への影響

高額介護サービス費の算定誤りのあった対象者の高額医療合算介護サービス費等における支給状況について確認したところ、次のとおり高額介護サービス費の算定誤りのあった191人中、61人に影響があったことが判明しました。

（単位：人、円）

	人 数	金 額
未支給	6	223,423
過払い	55	7,598,764
計	61	7,822,187

5 支給、返還となる人数及び金額

高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費等の消滅時効は、対象者への支給については2年、市から対象者への返還請求については5年となっているため、時効となっていない高額介護サービス費等については、支給及び返還の過誤調整を行います。

時効となった高額介護サービス費等については、高額介護サービス費等相当額と利子相当額を支給します。

（単位：人、円）

	人 数	金 額
支 給	142	9,695,317
返 還	7	677,987
計	149	10,373,304

※支給の金額は、利子相当額を含みます。

6 市長コメント

多くの皆様に多大なご迷惑をおかけしましたこと、また、市民の皆様の信頼を損ねることとなったことにつきまして、深くお詫び申し上げます。今後このようなことが二度とおこらないよう、再発防止と市政に対する信頼回復に取り組んでまいります。

《問い合わせ》

保健福祉部介護・障害福祉課介護保険係 ☎022-368-1141（代表）